

大阪府子ども（子育て世帯）に対する食費支援事業実施要綱

物価高騰の影響が長期化している中、特に生活に直結する食料品の高騰により家計の負担が増大している。とりわけ子育て世帯においては、子どものいない世帯と比較して、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている。このような状況を踏まえ、予算の定めるところにより、大阪府子ども（子育て世帯）に対する食費支援事業を実施することとし、大阪府の全ての子どもたち等に、米又はその他食料品を給付するため、この要綱を定めるものとする。

第1 事業概要

第2において規定する対象者に対し、第4において示す方法により、第3において規定する食料品を給付する。

第2 対象者

1 要件

本事業における対象者は、次の表の左欄の事業区分に応じ、同表の右欄のいずれにも該当する者とする。

| 事業区分 | 対象者 |
|--|---|
| 大阪府子ども（子育て世帯）に対する子ども食費支援事業（第1弾）（以下「第1弾」という。） | (1) 申請日において、大阪府内の市町村に居所を有する者。ただし、令和5年4月1日以後に転入した者を除く。 (2) 次のいずれかに該当する者 ア 平成16年4月2日以後に生まれた者 イ 令和5年3月31日までに妊娠しており、かつ、申請日においても妊娠している者 |
| 大阪府子ども（子育て世帯）に対する子ども食費支援事業（第2弾）（以下「第2弾」という。） | (1) 申請日において、大阪府内の市町村に居所を有する者 (2) 次のいずれかに該当する者 ア 平成17年4月2日以後に生まれた者 イ 申請日において妊娠している者（以下「対象妊婦」という。） |
| 大阪府子ども（子育て世帯）に対する子ども食費支援事業（第3弾）（以下「第3弾」という。） | (1) 申請日において、大阪府内の市町村に居所を有する者 (2) 次のいずれかに該当する者 ア 平成18年4月2日以後に生まれた者 イ 申請日において妊娠している者（以下「対象妊婦」という。） |

2 対象から除外される要件

第2の1の要件に該当する者のうち、次のいずれかに該当する者は、本事業における対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第

- 58号) 第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがな
くなった日から1年を経過しない者
- (3) 給付決定された対象妊婦が出産した子
- (4) すでに給付決定された対象者と同一の対象者

第3 給付物品等

1 給付物品

米又はその他の食料品

2 給付の限度

給付物品は、対象者1人につき、1回限り給付する。

3 給付の方法等

給付物品は、対象者が、知事が指定するインターネット上の給付物品受取サイト（以下「給付物品受取サイト」という。）を使用して、指定する店舗にて米に交換できる券（以下「お米クーポン」という。）または米等食料品の給付のいずれかを選択することにより給付する。

なお、給付物品受取サイトが使用できる環境にない場合は、給付物品受取サイトに代わるカタログ（以下「カタログ」という。）により給付する。

4 お米クーポンの形式及び使用方法等

- (1) お米クーポンは、知事が指定したデジタルお米クーポンとする。
ただし、対象者がデジタルお米クーポンを使用できる環境にないとの理由がある場合は、知事が指定した紙媒体のお米クーポンとすることができます。
- (2) お米クーポンは、本事業の運営を受託する事業者が登録する大阪府内の米小売店舗において、使用することができる。
- (3) お米クーポンを使用できる対象は、白米、玄米、発芽米等の米（米の調理品、雑穀米は除く）（以下「米」という。）及びその送料に限る。
- (4) お米クーポンは、その残金に相当する額の範囲内で使用することができる。
なお、米の価格より残金に相当する額が不足する場合、不足する額を現金等により充当する場合は、使用することができる。
- (5) 給付物品の申込日に関わらず、お米クーポンの使用期限は、次の表の左欄の事業区分に応じ、同表の右欄に掲げる日とする。

| 事業区分 | 使用期限 |
|------|------------|
| 第1弾 | 令和5年8月31日 |
| 第2弾 | 令和6年1月31日 |
| 第3弾 | 令和6年10月31日 |

5 給付物品の送付先

給付物品は、原則申請時に記載されている対象者の住所宛てに送付する。ただし、施設に入所する対象者にあっては、その施設宛てに送付する。

6 給付物品の申込期限

次の表の左欄の事業区分に応じ、同表の右欄に掲げる日とする。

なお、期日までに給付物品受取サイトにて給付物品の申込をしなかった場合は、無効とみなす。

| 事業区分 | 使用期限 |
|------|------------|
| 第1弾 | 令和5年8月31日 |
| 第2弾 | 令和6年1月31日 |
| 第3弾 | 令和6年10月31日 |

7 交換の不可

一度選択した給付物品は、他の給付物品に交換することができない。

8 紛争の解決等

- (1) 給付物品の盗難・紛失・滅失に対して、知事は一切責任を負わない。
- (2) お米クーポンが使用できる店舗又は給付物品受取サイトを運営する事業者と給付決定者（申請手続者を含む）の間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものし、知事は一切責任を負わない。

第4 給付の申請手続き

1 申請手続者

- (1) 対象者が第2の1の第3弾（2）アに該当する場合
保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）又は知事が申請手続者として適当であると認める者とする。
ただし、対象者が、児童福祉施設（別表1に掲げるものに限る。以下、同じ。）又は里親（別表2に掲げるものに限る。以下、同じ。）へ措置等がなされている場合、その対象者に係る申請手続者は、施設の長又は里親とする。
- (2) 対象者が対象妊婦の場合
対象者本人とする。

2 申請手続き

- (1) 申請手続者は、知事が指定するインターネット上の申請システム（以下「申請システム」という。）を利用するにより行う。ただし、申請手続者が施設長の場合は、第4の3に掲げる方法によることとする。
- (2) 申請システムを利用できる環境にない場合は、申請手続者が給付申請書（様式第1号）を提出することにより申込手続きを行うことができる。ただし、給付申請書（様式第1号）を複写して使用することは認めない。
- (3) 申請には、氏名、住所、生年月日（以下「本人確認情報」という。）が記載された個人番号カード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証、市町村等の公的機関から発行され、若しくは、発給された書類その他これに類する書類であって、本人確認情報が記載された特定の個人と同一の者であることを確認することができるもの（以

下「本人確認書類」という。)、又は、その他知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもののいずれかの写しを添付しなければならない。

(4) 親権者でない者が申請手続者となる場合(施設の長及び里親を除く。)の本人確認書類は、住民票(世帯主及び続柄が記載され、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)とする。

(5) 第4の2の(3)に加え、次のいずれかに該当する者は、次に示す書類の写しを添付しなければならない。

ア 申請手続者が里親の場合

はぐくみホーム(養育里親)証明書、養子縁組里親証明書、大阪府専門里親証明書等、里親であることが確認できる証明書

イ 対象者が妊婦の場合

母子健康手帳等、申請日時点で妊娠していることが分かる書類

(6) 第1弾、第2弾において給付決定した者であって、第2の1の第3弾(2)アに該当する者が本人確認情報に変更がないと認められる場合は、第3弾の申請において本人確認書類の添付があったものとみなすことができる。

3 申請手続者が施設長の場合の申請手続き

(1) 施設長が申請手続きを行う場合は、給付物品を選択した上で次に掲げる書類を知事が別に定める日までに提出するものとする。なお、申請手続者は申請時において、施設に入所している対象者の氏名、生年月日を、入所(委託)措置通知書等をもって確認しなければならない。

- ・施設用給付申請書(様式第2号)
- ・対象者一覧表

(2) (1)の申請において、施設の法人代表者は当該施設の長である証明をしなければならない。なお、小規模住居型児童養育事業養育者はこの証明に代わって大阪府小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写しを添付しなければならない。

4 申請期間

次の表の左欄の事業区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

| 事業区分 | 使用期限 |
|------|--|
| 第1弾 | 令和5年3月22日から令和5年6月30日まで (郵送の場合は当日消印有効) |
| 第2弾 | 令和5年9月1日から令和5年11月30日まで (郵送の場合は当日消印有効) |
| 第3弾 | 令和6年6月3日から令和6年9月2日まで (郵送の場合は当日消印有効) |

第5 給付の決定等

1 給付の決定

知事は、第4の規定による申請があり、給付の対象であると認めたときは、給付の決定をするものとする。この場合においては、給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)に対し、給付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 不給付の決定

知事は、第4の規定による申請があり、給付の対象でないと認めた場合は、不給付の決定をするものとする。この場合においては、不給付の決定を受けた者に対し、不給付の理由を付して不給付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 申請システムの利用

第5の1及び2、第6の1及び2の規定による通知は、申請システムを利用して行うものとする。

4 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした申請手続者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、当該相当の期間内に申請手続者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第6 決定の取消し等

1 決定の取消し

知事は、給付決定者が、第2の1の要件に該当していなかったこと又は第2の2の要件に該当していたことが判明したときは、給付の決定を取り消すことができる。給付の決定を取り消した場合は、当該給付決定者に対し、給付取消決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 不給付決定の取消

知事は、不給付決定者が、第2の1の要件に該当していたこと又は第2の2の要件に該当していなかったことが判明したときは、当該不給付決定者に対し、給付決定通知書（様式第3号）により通知することをもって不給付を取消したこととする。

第7 損害賠償等

何人も次の各号該当事由を認めた場合、給付決定を無効とし、また、本事業に損害を与えたときは、知事は損害の賠償を請求することができる。

- (1) 本事業の申請事項や給付物品の申込を偽って不正に利用した場合
- (2) お米クーポンを他人に交換・売却し、利益を得た場合
- (3) お米クーポンを担保に供し、又は質入れを行った場合
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合
- (5) その他本要綱に反する行為を行った場合

第8 調査等

本事業において知事が必要と認める場合は調査をすることができる。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

| |
|---------------------------------|
| 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関 |
| 同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業にかかる施設 |
| 同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業 |
| 同法第37条に規定する乳児院 |
| 同法第41条に規定する児童養護施設 |
| 同法第42条に規定する障害児入所施設 |
| 同法第43条の2に規定する児童心理治療施設 |
| 同法第44条に規定する児童自立支援施設 |

別表2

| |
|--|
| 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親及び同条第2号に規定する養子縁組里親 |
|--|